



# 大津市公報

平成 28 年 6 月 29 日  
号外 (第 53 号)

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### 規 則

- 70 大津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則..... 1
- 71 大津市民病院経営形態検討委員会規則を廃止する規則.....14
- 72 大津市職員任用規則の一部を改正する規則.....14
- 73 大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....14
- 74 大津市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....15
- 75 大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則.....15
- 76 大津市手数料条例施行規則の一部を改正する規則.....16
- 77 大津市医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則.....16
- 78 大津市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則.....18
- 79 大津市立野外活動施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則.....18

### 企業局管理規程

- 12 大津市水道事業経営検討委員会規程の廃止.....18
- 13 大津市企業局事務分掌規程の一部改正.....19
- 14 大津市企業局事務決裁規程の一部改正.....19
- 15 大津市企業局職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正.....19
- 16 大津市企業局職員の職名規程の一部改正.....20

## 規 則

大津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則を公布する。

平成28年 6 月29日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第70号

大津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則

(趣旨)

**第1条** この規則は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の施行に関し、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(申請書に添付する図書)

**第2条** 省令第1条第1項及び省令第7条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるとおりとする。

共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。）又は複合建築物である場合にあっては、住宅の規模等を示す建築物別概要書（様式第1号）

その他市長が必要と認める図書

(建築基準関係規定への適合に係る審査の申出等)

**第3条** 法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出を行う者は、当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの確認審査を要するものであるときは、同条第7項に規定する適合判定通知書（以下「適合判定通知書」という。）又はその写しを市長に提出しなければならない。

2 法第30条第3項（法第31条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による通知は、建築物エネルギー消費性能向上計画（変更）通知書（様式第2号）に建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書を添えて、行うものとする。

3 市長は、第1項の規定により適合判定通知書又はその写しが提出されたときは、当該適合判定通知書又はそ

の写しを法第30条第3項の規定により通知した建築主事に送付するものとする。

(認定をしない旨の通知)

**第4条** 市長は、法第30条第1項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)又は第36条第2項の認定をしないときは、認定をしない旨の通知書(様式第3号)により、当該認定の申請をした者に通知するものとする。

(エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況についての報告)

**第5条** 法第32条の規定による報告は、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等状況報告書(様式第4号)により行うものとする。

(改善命令書)

**第6条** 法第33条の規定による改善命令は、改善命令書(様式第5号)により行うものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消しの通知)

**第7条** 市長は、法第34条の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を取り消したときは、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定取消通知書(様式第6号)により、当該取消しに係る認定建築主(法第31条第1項に規定する認定建築主をいう。以下同じ。)であった者に通知するものとする。

(工事の完了の報告)

**第8条** 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事が完了したときは、速やかに、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が完了した旨の報告書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(取りやめる旨の申出等)

**第9条** 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事を取りやめようとするときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事を取りやめる旨の申出書(様式第8号)により市長に申し出なければならない。

2 市長は、認定建築主から前項の規定による申出があったときは、当該認定に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を取り消すものとする。

3 第7条の規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。

(認定建築主の変更)

**第10条** 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に係る工事の完了前に認定建築主の変更があったときは、変更後の当該建築主は、名義変更届(様式第9号)に当該認定に係る通知書を添えて、市長に届け出なければならない。

(基準適合認定建築物に係る認定の取消しの通知)

**第11条** 市長は、法第37条の規定により基準適合認定建築物に係る認定を取り消したときは、基準適合認定建築物に係る認定取消通知書(様式第10号)により、当該取消しに係る建築物の所有者に通知するものとする。

(基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する報告)

**第12条** 法第38条の規定による報告は、基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する報告書(様式第11号)により行うものとする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号 ( 第 2 条関係 )

建 築 物 別 概 要 書

番号	住戸の存する階	住室番号	床面積 (m <sup>2</sup> )	認定対象の別	譲受人の氏名	備 考
住戸の部分	認 定 対 象 部 分		m <sup>2</sup>	戸		
	非 認 定 部 分		m <sup>2</sup>	戸		
	計		m <sup>2</sup>	戸		
共同住宅又は長屋の住戸の部分以外の部分			m <sup>2</sup>			
住宅の用途以外の用途に供する部分			m <sup>2</sup>			
合 計			m <sup>2</sup>			

注 1 「番号」は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第 1 第 3 面又は別記様式第 5 第 3 面【 1 . 住戸の番号】と合わせてください。なお、認定対象外住戸部分は空欄としてください。  
 2 「譲受人の氏名」は、認定対象住戸で、かつ、譲受人が決定している場合に記入してください。未定の場合は「未定」と記入し、認定対象外住戸部分は斜線により抹消してください。  
 3 様式が不足する場合は、別葉を添付してください。  
 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。

様式第 2 号 ( 第 3 条関係 )

建築物エネルギー消費性能向上計画 ( 変更 ) 通知書

第 号  
年 月 日

( 宛先 )  
建築主事

大津市長 

下記の申請者から、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項（第31条第2項において準用する同法第30条第2項）の規定による申出があったので、同条第3項（同法第31条第2項において準用する同法第30条第3項）の規定により計画（変更）を通知します。

記

【計画の概要】

- 申 請 者
- 申 請 者 住 所
- 認定に係る建築物の位置
- 認定に係る建築物の用途
- 設 計 者
- 設 計 者 住 所
- 設計者連絡先

手数料欄

手数料欄			
受付欄	消防関係同意欄	決裁欄	確認番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員印			係員印

様式第 3 号 ( 第 4 条関係 )

認定をしない旨の通知書

第 号  
年 月 日

様

大津市長



下記の申請については、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第30条第 1 項  
第36条第 2 項  
の認定をしないこととしたので、通知します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る建築物の位置
- 4 理由

教示

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に大津市を被告として ( 大津市長が被告の代表者となります。 ) 提起することができます ( なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 )。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。

## 様式第 4 号 (第 5 条関係)

## エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等状況報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

認定建築主の住所又は  
主たる事務所の所在地

認定建築主の氏名又は名称

エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第32条の規定により報告します。

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号 第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日 年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 報告の内容

受 付 欄		処 理 欄	
年 月 日			
第 号			
係員印			

- 注 1 欄は、記入しないでください。
- 2 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
  - 3 氏名を記載し、押印することに代えて署名することができます。
  - 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。

様式第 5 号 ( 第 6 条関係 )

改 善 命 令 書

第 号  
年 月 日

様

大津市長



下記のエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等については認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従って行っていないと認められますので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第33条の規定に基づき、下記のとおりその改善に必要な措置をとるよう命じます。

記

認定番号 第 号  
認定年月日 年 月 日

( ) 確認番号 第 号  
確認年月日 年 月 日

建築主事の氏名

- 1 認定建築主の氏名又は名称
- 2 認定建築主の住所又は主たる事務所の所在地
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 改善が必要な項目
- 5 改善の期限 年 月 日まで
- 6 理由

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

注 ( ) は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第4項において準用する建築基準法第18条第3項の規定により市長が確認済証の交付を受けた場合に記入するものとする。

様式第 6 号 ( 第 7 条関係 )

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

大津市長



下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条の規定に基づき、下記の理由により当該計画の認定を取り消します。

記

認定番号 第 号  
認定年月日 年 月 日

( ) 確認番号 第 号  
確認年月日 年 月 日

建築主事の氏名

- 1 認定建築主の氏名又は名称
- 2 認定建築主の住所又は主たる事務所の所在地
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定に係る建築物の構造
- 5 理由

教示

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

注 ( ) は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第4項において準用する建築基準法第18条第3項の規定により市長が確認済証の交付を受けた場合に記入するものとする。



様式第 7 号 ( 第 8 条関係 )

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が完了した旨の報告書

年 月 日

( 宛先 )

大津市長

認定建築主の住所又は  
主たる事務所の所在地

認定建築主の氏名又は名称

エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が完了したので、大津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第 8 条の規定により報告します。

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号 第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日 年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 建築確認年月日及び番号 年 月 日 第 号
- 5 確認検査済証交付年月日及び番号 年 月 日 第 号
- 6 計画に従ってエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が行われたことを確認した建築士  
 ( 級 ) 建築士 ( ) 登録第 号  
 住所  
 氏名  
 ( 級 ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号  
 名称  
 所在地
- 7 工事中の軽微な変更の内容

受 付 欄		処 理 欄	
年 月 日			
第 号			
係員印			

- 注 1 欄は、記入しないでください。
- 2 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて署名することができます。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。

様式第 8 号 ( 第 9 条関係 )

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事を取りやめる旨の申出書

年 月 日

( 宛先 )

大津市長

認定建築主の住所又は  
主たる事務所の所在地

認定建築主の氏名又は名称

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事を取りやめたいので、大津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第 9 条第 1 項の規定により申し出ます。

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号 第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日 年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 建築確認年月日及び番号 年 月 日 第 号
- 5 確認検査済証交付年月日及び番号 年 月 日 第 号
- 6 取りやめの理由

受 付 欄	処 理 欄
年 月 日	
第 号	
係員印	

- 注 1 欄は、記入しないでください。
- 2 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて署名することができます。
- 4 4 及び 5 については、法第 30 条第 4 項において準用する建築基準法第 18 条第 3 項の規定により市長が確認済証の交付を受けた場合に記入してください。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。

様式第 9 号 (第 10 条関係)

名 義 変 更 届

年 月 日

(宛先)

大津市長

認定建築主の住所又は  
主たる事務所の所在地

認定建築主の氏名又は名称

認定建築主に変更があったので、大津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第 10 条の規定により届け出ます。

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号 第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日 年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定建築主の氏名

変 更 後	フリガナ	
	氏 名	印
	郵便番号	
	住 所	
	電話番号	
変 更 前	フリガナ	
	氏 名	印
	郵便番号	
	住 所	
	電話番号	

5 理由

受 付 欄		処 理 欄	
年 月 日			
第 号			
係員印			

- 注 1 欄は、記入しないでください。
- 2 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて署名することができます。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。

## 様式第10号 ( 第11条関係 )

## 基準適合認定建築物に係る認定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

大津市長



下記の基準適合認定建築物に係る認定については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第37条の規定に基づき、下記の理由により当該計画の認定を取り消します。

## 記

認定番号 第 号  
認定年月日 年 月 日

- 1 認定を受けていた者の氏名又は名称
- 2 認定を受けていた者の住所
- 3 基準適合認定建築物であった建築物の位置
- 4 基準適合認定建築物であった建築物の構造
- 5 理由

## 教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

様式第11号 ( 第12条関係 )

基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する報告書

年 月 日

( 宛先 )

大津市長

報告者の住所又は  
主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称

基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関して、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第38条の規定により報告します。

1 建築物のエネルギー消費性能に係る認定番号 第 号

2 建築物のエネルギー消費性能に係る認定年月日 年 月 日

3 基準適合認定建築物の位置

4 報告の内容

受 付 欄		処 理 欄	
年 月 日			
第 号			
係員印			

注 1 欄は、記入しないでください。

2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

3 氏名を記載し、押印することに代えて署名することができます。

4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。

.....

大津市民病院経営形態検討委員会規則を廃止する規則を公布する。  
平成28年 6 月29日

大津市長 越 直 美

#### 大津市規則第71号

大津市民病院経営形態検討委員会規則を廃止する規則  
大津市民病院経営形態検討委員会規則（平成26年規則第139号）は、廃止する。

##### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

.....

大津市職員任用規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成28年 6 月29日

大津市長 越 直 美

#### 大津市規則第72号

大津市職員任用規則の一部を改正する規則  
大津市職員任用規則（平成6年規則第39号）の一部を次のように改正する。  
第19条第1項中「1年以上の者」の次に「であって、勤務成績が市長が別に定める基準に該当するもの」を加え、同項に次の1号を加える。

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第6号）第16条の規定による特別養子縁組休暇の承認（次条第6号において「特別養子縁組休暇の承認」という。）を受けた者 当該特別養子縁組休暇の承認を受けて勤務しなかった期間の2分の1の期間

第19条第2項中「4年以上の者」の次に「であって、勤務成績が市長が別に定める基準に該当するもの」を加える。

第20条第1号中「をした」を「をしている」に改め、同条第2号及び第3号中「命じられた」を「命ぜられている」に改め、同条第4号中「従事していた」を「従事している」に改め、同条第5号中「をした」を「をしている」に改め、同条に次の1号を加える。

特別養子縁組休暇の承認を受けている者

##### 附 則

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

.....

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成28年 6 月29日

大津市長 越 直 美

#### 大津市規則第73号

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年規則第23号）の一部を次のように改正する。  
第1条中「第16条」を「第17条」に改める。  
第8条の4第1号中「第6条の2第4項」を「第6条の2の2第4項」に改め、同条第3号を次のように改める。

児童福祉法第6条の3第14項第1号に掲げる援助を行う事業

第8条の12中「第8条の6第1項第3号及び第4号」を「第8条の6第1項第3号」に改める。

第15条中「第15条」を「第16条」に改める。

第17条の次に次の1条を加える。

（特別養子縁組休暇の承認）

**第17条の2** 任命権者は、特別養子縁組休暇の請求があった場合において、条例第15条第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合は、この限りでない。

第19条第1項中「介護休暇届を提出して」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（特別養子縁組休暇の請求）

**第19条の2** 特別養子縁組休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ所定の様式による請求書を提出して

任命権者に請求しなければならない。

第20条第1項中「又は前条第1項」を「、第19条第1項又は前条」に、「同項」を「第19条第1項」に改め、同条第2項中「又は介護休暇」を「、介護休暇又は特別養子縁組休暇」に改める。

第23条を第24条とし、第22条を第23条とし、第21条の次に次の1条を加える。

(電子情報処理組織の使用による請求)

**第22条** 条例及びこの規則に基づく職員の任命権者に対する請求のうち、任命権者が別に定めるものについては、当該請求に必要な事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を作成し、当該電磁的記録について電子情報処理組織(任命権者の使用に係る電子計算機と請求をする職員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用することにより、行うことができる。

2 前項の規定により行われた請求は、同項の任命権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該任命権者に到達したものとみなす。

**附 則**

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

.....  
大津市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年6月29日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第74号**

大津市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市一般職の職員の給与に関する条例施行規則(昭和32年規則第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次の1号を加える。

勤務時間条例第16条の規定による特別養子縁組休暇の承認(以下「特別養子縁組休暇の承認」という。)

を受け、又は特別養子縁組休暇の承認に係る期間の終了により職務に復帰した場合

第2条第3項中「又は停職にされている」を「停職にされ、又は特別養子縁組休暇の承認を受けた」に改める。

第15条第2項に次の1号を加える。

特別養子縁組休暇の承認を受けて勤務しなかった期間(当該期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である場合を除く。以下同じ。)については、その2分の1の期間

第21条第2項第9号中「第14条」を「第16条」に改め、同項中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、

第9号の次に次の1号を加える。

特別養子縁組休暇の承認を受けて勤務しなかった期間

**附 則**

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

.....  
大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年6月29日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第75号**

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和61年規則第23号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第2項及び第27条」を「から第3項まで及び第6項並びに第26条」に改める。

第31条中「という。)若しくは」を「という。)、」に、「)第14条に基づく」を「。以下「勤務時間条例」という。)第14条に規定する」に改め、「介護休暇」という。)」の次に「若しくは勤務時間条例第15条に規定する特別養子縁組休暇(以下「特別養子縁組休暇」という。)」を加える。

別表第8に次のように加える。

特別養子縁組休暇	3分の3以下
----------	--------

**附 則**

この規則は、平成28年7月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。

大津市手数料条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年 6 月29日

大津市長 越 直 美

#### 大津市規則第76号

大津市手数料条例施行規則の一部を改正する規則

大津市手数料条例施行規則（平成13年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「別表第60項第 1 号アの表 1 の項」を「別表第60項第 1 号ア(ア)の300平方メートル未満のもの」に改め、同条第 1 号を削り、同条第 2 号中「別表第60項第 1 号イ(イ)又は(ウ)」を「別表第60項第 1 号ア又はウ」に改め、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」の次に「（平成11年法律第81号）」を加え、同条第 1 号とし、同条に次の 1 号を加える。

条例別表第60項第 1 号イに掲げる場合 住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）

本則に次の 1 条を加える。

（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る評価者及び評価書面）

**第 6 条** 条例別表第61項第 1 号ア(ア)の表300平方メートル未満のもの項及び条例別表第61項第 5 号ア(ア)の表300平方メートル未満のもの項に規定する規則で定める者は、登録住宅性能評価機関とする。

2 住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条第 3 項に規定する建設住宅性能評価書（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の施行後に新築される建築物にあっては当該建築物に係る日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に基づく断熱等性能等級が等級 4 に適合し、かつ、一次エネルギー消費量等級が等級 4 又は等級 5 に適合しているもの、同法の施行の際に現に存する建築物の住宅部分にあっては当該住宅部分に係る日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級が等級 3、等級 4 又は等級 5 に適合しているものに限る。）は、条例別表第61項第 5 号に規定する評価書面とみなす。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年 6 月29日

大津市長 越 直 美

#### 大津市規則第77号

大津市医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

大津市医療費助成条例施行規則（昭和49年規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 の見出し及び同条第 1 項中「第 9 号」を「第 8 号」に改める。

第 2 条の 4 第 1 項第 2 号中「同項第 7 号」を「同項第 6 号」に改める。

第 3 条第 3 項中「第 2 条第 1 項第 7 号及び第 8 号」を「第 2 条第 1 項第 6 号及び第 7 号」に改める。

第 4 条中「同項第 8 号」を「同項第 7 号」に、「同項第 9 号」を「同項第 8 号」に改める。

第13条第 1 項中「又は第 6 条」を削る。

様式第 1 号の 2 を次のように改める。



様式第 1 号の 2 (第 3 条、第 6 条関係)

福 祉医療費受給券 交付・再交付 申請書 (乳幼児・子ども医療用)

年 月 日

(宛先)

大津市長

次のとおり、福祉医療費受給券の交付・再交付を申請します。なお、受給申請時及び受給期間中に、助成対象者の保護者の所得・税額等の状況、助成対象者の属する世帯の構成・異動状況及び助成対象者の障害等級等受給資格に係る項目について調査・確認することに同意します。

また、加入医療保険から高額療養費又は附加給付金を支給されたときは、先に大津市が医療機関等に支払った高額療養費又は附加給付金に相当する額を大津市の指定する方法により返還します。



申請者 (保護者) 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

助成対象者	フリガナ					男・女	年 月 日生	
	氏 名							
	住 所	申請者住所と同じ						
御加入の健康保険	転入年月日 転入のときのみ記入	年 月 日			前住所地	県内・県外		
	記号・番号	(記号)	.....		(番号)	助成対象者の 資格取得年月日	年 月 日取得	
	被保険者氏名 (生年月日)	申請者氏名と同じ ( 年 月 日生)				被保険者住所	申請者住所と同じ	
保険者番号							保険者 名 称	大津市国民健康保険 全国健康保険協会 _____ 支部 (その他) _____

注意事項

- 健康保険証を御持参ください。
- 保護者本人が署名する場合は、押印は不要です。
- 附加給付とは、御加入の健康保険が健康保険法等に基づく保険給付に独自に上乘せしているものをいいます。

-----市記入欄-----

受 給 券 番 号	40	乳幼児・子ども	入力 印
認 定 事 由 ・ 年 月 日		年 月 日	
有 効 期 限		年 月 日	
交 付 年 月 日		年 月 日	

様式第 1 号の 3 中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改める。

様式第 1 号の 3 の 2 中「ア 死 別 イ 別 居 ウ その他 ( )」を「ア 子の  
独立 イ 死 別 ウ その他 ( )」に、「ア 健 康 イ 弱 い」を「ア 良  
好 イ 普 通」に、「ア な し イ 事 業又は勤労収入 ウ 財産収入 エ 年金等 「ア  
事業又は勤務収入 イ 財産収入 ウ 年金等 エ 仕送り  
な し カ その他 ( ) 」に改める。

**附 則**

- 1 この規則は、平成29年 1 月 1 日から施行する。ただし、様式第 1 号の 2、様式第 1 号の 3 及び様式第 1 号の 3 の 2 の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の大津市医療費助成条例施行規則様式第 1 号の 2、様式第 1 号の 3 及び様式第 1 号の 3 の 2 の規定による医療費受給券交付申請書、ひとり親家庭福祉医療確認書及びひとり暮らし寡婦・ひとり暮らし高齢寡婦申立書は、改正後の大津市医療費助成条例施行規則の規定にかかわらず、なお当分の間、使用することができる。

大津市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年 6 月29日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第78号**

大津市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則

大津市建築基準法等施行細則（昭和47年規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第14条の 2 に次の 1 条を加える。

（通行の安全上支障がないと認められる場合）

**第14条の 3** 条例第26条第 3 項第 2 号の規則で定める場合は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第 2 条第 1 項第14号に規定する信号機の表示する信号により、出入りする自動車の交通整理が行われている場合とする。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

大津市立野外活動施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年 6 月29日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第79号**

大津市立野外活動施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市立野外活動施設の管理運営に関する規則（平成26年規則第60号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第13条」を「第11条」に改める。

第 2 条中「第 5 条」を「第 7 条」に改める。

第 3 条第 2 項中「又は天体観測施設」を「、天体観測施設及び人工登はん壁」に改め、同項第 2 号中「天体観測施設」の次に「及び人工登はん壁」を加える。

第 3 条第 3 項中「及び浴室」を削り、同項各号を次のように改める。

宿泊の場合 午後 3 時から翌日の午前10時まで

宿泊しない場合 午前11時から午後 9 時まで

第 7 条の見出し中「宿泊棟」を「キャンプ場等」に改め、同条第 1 項の表に次のように加える。

人工登はん壁の照明	1 時間につき 120 円
-----------	---------------

**附 則**

この条例は、平成28年 7 月 1 日から施行する。

**企 業 局 管 理 規 程**

**大津市企業局管理規程第12号**

大津市水道事業経営検討委員会規程 (平成27年企業局管理規程第10号)は、廃止する。

平成28年 6 月29日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

**附 則**

この規程は、平成28年 6 月29日から施行する。

**大津市企業局管理規程第13号**

大津市企業局事務分掌規程 (昭和40年公営企業部管理規程第 2 号)の一部を次のように改正する。

平成28年 6 月29日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

第 3 条第 2 項中「技術監理監、」を削る。

第 4 条の表技術監理監の項を削る。

**附 則**

この規程は、平成28年 7 月 1 日から施行する。

**大津市企業局管理規程第14号**

大津市企業局事務決裁規程 (昭和60年企業局管理規程第 4 号)の一部を次のように改正する。

平成28年 6 月29日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

第 5 条の 2 中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とし、第 7 項を第 6 項とする。

別表第 2 号の表企業総務課の部10の款 5 の項中「介護休暇」の次に「又は特別養子縁組休暇」を加える。

**附 則**

この規程は、平成28年 7 月 1 日から施行する。

**大津市企業局管理規程第15号**

大津市企業局職員の勤務時間、休暇等に関する規程 (平成 7 年企業局管理規程第 1 号)の一部を次のように改正する。

平成28年 6 月29日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

第 7 条の 2 第 3 号を次のように改める。

児童福祉法第 6 条の 3 第14項第 1 号に掲げる援助を行う事業

第10条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び特別養子縁組休暇」に改める。

第15条の次に次の 1 条を加える。

( 特別養子縁組休暇 )

**第15条の 2** 特別養子縁組休暇は、職員が、当該職員との間における民法 ( 明治29年法律第89号 ) 第817条の 2 第 1 項に規定する特別養子縁組の成立により養子となる者 ( 次項において「養子となる者」という。 ) について同法第817条の 8 の規定により必要とされる監護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 特別養子縁組休暇の期間は、養子となる者について前項の監護をするために必要と認められる期間とする。

第17条の次に次の 1 条を加える。

( 特別養子縁組休暇の承認 )

**第17条の 2** 公営企業管理者は、特別養子縁組休暇の請求があった場合において、第15条の 2 第 1 項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合は、この限りでない。

第19条第 1 項中「介護休暇届を提出して」を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

( 特別養子縁組休暇の請求 )

**第19条の 2** 特別養子縁組休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ所定の様式による請求書を提出して公営企業管理者に請求しなければならない。

第20条第 1 項中「又は介護休暇」を「、介護休暇又は特別養子縁組休暇」に、「、当該請求が」を「、介護休暇の請求が」に改め、同条第 2 項中「又は介護休暇」を「、介護休暇又は特別養子縁組休暇」に改め、同条の次

に次の 1 条を加える。

( 電子情報処理組織の使用による請求 )

**第20条の2** この規程に基づく職員の公営企業管理者に対する請求のうち、公営企業管理者が別に定めるものについては、当該請求に必要な事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成し、当該電磁的記録について電子情報処理組織（公営企業管理者の使用に係る電子計算機と請求をする職員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用することにより、行うことができる。

2 前項の規定により行われた請求は、同項の公営企業管理者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に公営企業管理者に到達したものとみなす。

**附 則**

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

**大津市企業局管理規程第16号**

大津市企業局職員の職名規程（昭和27年公営企業部管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

平成28年6月29日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

第3条第1項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第24号までを1号ずつ繰り上げる。

**附 則**

この規程は、平成28年7月1日から施行する。